

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、部分休業の承認範囲を子育て部分休暇の取得時間の範囲内とするものです。

【条例改正の背景】

子育て部分休暇を取得する職員に対する部分休業※を承認できる時間について、育児時間又は介護時間の休暇を取得している場合の取扱いとの均衡を図るため、条例を改正します。

※部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が1日につき2時間を超えない範囲内において勤務時間の一部を勤務しないことができることをいいます。

【条例改正の内容】

部分休業を承認できる時間について、子育て部分休暇の取得時間数を減じた時間の範囲内とします。

【施行期日】

令和7年4月1日